



令和 8 (2026) 年 5 月 2 6 日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

那須塩原市上下水道事業審議会  
会長 太田 正



那須塩原市水道事業経営戦略の改定及び水道料金の見直しについて (答申)

令和 7 (2025) 年 1 0 月 3 日付け那塩管第 236 号で諮問のありました那須塩原市水道事業経営戦略の改定及び水道料金の見直しの必要性について、慎重に審議し下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

## 1 はじめに

本市の水道は、市民の日常生活はもとより、地域における経済活動においても必要不可欠なライフラインとなっています。今後とも、本市水道事業の目指すべき姿である「市民に信頼される水道」の実現に向けて、事業運営のさらなる効率化、必要となる財源の確保など、将来にわたり安定的かつ持続可能な水道事業を維持していくための取組が求められています。

また、多くの水道施設や管路が老朽化し、近い将来に更新時期を迎えること、激甚化・頻発化する災害に対する備えとして施設の耐震化やバックアップ機能の強化が求められていることから、これらの課題への対策が急務となっています。

一方で、近年の社会・経済情勢の変化による物価高騰、担い手不足による人件費の高騰等により、事業運営にかかる費用は増加の様相を呈する中、加速化する人口減少により原資となる水道料金収入は、今後ますます減少していくことが見込まれ、このままでは健全な事業経営を継続していくことが難しい状況となっています。

こうした状況の下にあつて、本市水道事業を後世に引き継ぐため、今後、老朽化施設の更新や耐震化を行いながら、水需要に応じた施設の統廃合や規模の適正化を同時に推進し、安定した水道水の給水を維持・継続するために必要となる財源確保の方策について、市民生活や経済活動への影響等に配慮した上で、真摯な審議を行った結果、以下のとおり結論を得ることとなりました。

## 2 答申内容

### 1) 那須塩原市水道事業経営戦略の改定

本市では、平成 29 年度から令和 9 年度を計画期間とする「那須塩原市水道事業基本計画（水道事業ビジョン及び経営戦略）」を水道事業経営の指針として、事業活動を行っています。現行の経営戦略は、人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化が進む水道施設や管路の更新に対応すべく策定されたものですが、近年の物価高騰や施設の耐震化及び再編成計画等による事業費の見直しなどが反映されていません。

このことから、以下に示す水道料金の見直しに応じて中長期的な経営方針を検討し、これに基づき経営戦略を改定する必要があると判断します。

### 2) 水道料金の見直しの必要性の有無

本市の水道料金は、平成 22 年度に旧市町の料金体系を統一してから 15 年以上の間、現在の水準を維持してきましたが、この間に経済情勢や社会環境が大きく変化したことから、直面する事業課題に対応した資金確保が難しくなっています。

そこで、直近の施設耐震化・再編成事業等の投資計画を整理し、さらに、近年の物価高騰や金利上昇等の社会情勢による影響を勘案した財政シミュレーションを実施した結果、現行料金を維持した場合は、令和 10 年度に収益的収支に損失が発生し、令和 13 年度には資金が底をつく見込みとなりました。

これらのことから、水道事業経営を健全に保ち、将来にわたって持続可能な事業運営を継続していくためには、水道料金の見直しが必要と判断します。

### 3) 水道料金の改定率及び実施期間並びに新旧料金表

水道料金の改定率については、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間で料金算定期間とし、算定期間中に赤字を発生させないこと、毎年の水道事業の運営や非常時の備えとして必要な資金を 11 億円以上確保すること、企業債残高（借入残高）を著しく増加させないことを経営の基本方針とし、将来にわたる市民生活などへの配慮について十分に検討した結果、改定率は 19.2 パーセントとすることが適当と判断します。

改定の実施時期については、現在の水道料金を維持した場合、令和 10 年度に損失が発生し、令和 13 年度中には資金不足となることが見込まれるため、早期の改定が望まれます。

その上で、物価高における市民生活や企業活動への影響を鑑み、また、市民への丁寧な説明を行ったうえで、十分な周知期間を確保するため、令和 9 年 4 月から新料金を適用することが適当であると判断します。

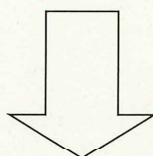
現行の水道料金表及び改定後の新水道料金表を別表に示します。

別表 改定後の水道料金表

【現行】

(税抜・2箇月あたり)

基本料金		従量料金	
口径	金額	区分	金額
φ13	1,730 円	~20m <sup>3</sup>	80 円
φ20	2,500 円	21m <sup>3</sup> ~	166 円
φ25	4,910 円		
φ30	7,030 円		
φ40	11,810 円		
φ50	19,510 円		
φ75	41,570 円		
φ100	71,860 円		
φ150	166,560 円		



【改定後】

(税抜・2箇月あたり)

基本料金		従量料金	
口径	金額	区分	金額
φ13	2,063 円	~20m <sup>3</sup>	96 円
φ20	2,980 円	21m <sup>3</sup> ~	198 円
φ25	5,853 円		
φ30	8,380 円		
φ40	14,078 円		
φ50	23,256 円		
φ75	49,552 円		
φ100	85,658 円		
φ150	198,540 円		

### 3 審議会としての附帯意見

#### 1) 市民への丁寧な説明について

水道料金改定にあたっては、水道事業の現状、料金改定の必要性、改定後の各利用者への影響、改定における配慮の内容などについて、市民が理解できるよう、分かりやすい丁寧な説明を行うとともに、多様な方法により広く周知することを要望します。

さらに、料金改定後も、水道事業の経営状態や事業の実施状況、水道の安全性などについて、引き続き、分かりやすく広報するとともに、市民の声を積極的に聴取するなど、双方向のコミュニケーションに努めることを要望します。

#### 2) 投資財政計画の最適化及び経営合理化等の取り組みについて

水道料金は、現状の見通しでは5年程度で再度の改定について検討が必要であることが示唆されています。水道事業の経営にあたっては、これまでの経営努力にとどまることなく、引き続き施設のダウンサイジングや再編などによる投資財政計画の最適化を図るとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）などによる経営の合理化・効率化に努め、将来世代の負担を少しでも軽減するための新たな取り組み等について継続して検討されることを要望します。

#### 3) 料金体系の見直し検討について

審議会での審議に際して、急激な料金変動が発生しないよう、基本料金や従量料金の逦増度は現行のまま維持し、全体の水準のみを見直す内容とすることが望ましいとする市の方針が示されました。

審議会として、今回改定においては、市の方針のとおり、急激な変化は避けるべきとの考えを了としますが、本来であれば、水道使用者の使用状況等を詳細に分析したうえで、基本料金及び従量料金の逦増度等についても検証することが必要であると考えます。次回以降の水道料金の見直しについて検討する際は、これら料金体系のあり方についても検討することを要望します。

#### 4 その他

##### 1) 那須塩原市上下水道審議会委員

会長	太田	正
副会長	小泉	信三
委員	見目	博文
	遠藤	秀
	星野	恵美子
	橋本	秀晴
	渡邊	民生
	長岡	好美
	大倉	太喜生
	山口	忠孝
	渡邊	嘉也
	柿沼	万亀
	小出	清子

2) 審議経過

回数	開催日	場所	内 容
第1回	R7.10.3	本庁舎	○委嘱状交付 ○諮問 1. 水道事業会計の仕組み 2. 那須塩原市水道事業の概要 3. 今後の主な事業計画（投資計画） 4. 財政収支見通し（現行料金）
第2回	R7.11.20	西那須野 庁舎	1. 第1回審議会内容の振り返り 2. 財政シミュレーション、投資計画 3. 水道料金の見直しの必要性
第3回	R8.1.22	西那須野 庁舎	1. 第2回審議会内容の振り返り 2. 水道料金改定の基本方針、料金水準の検討 3. 財政上の目標値を達成するための料金水準案の提示
第4回	R8.3.25	西那須野 庁舎	1. 第3回審議会内容の振り返り 2. 水道料金改定案比較、選定 3. 下水道使用料改定案との調整
第5回	R8.5.20	西那須野 庁舎	1. 答申（案）の作成
答申	R8.5.26	本庁舎	○答申